

## 山形市土地利用調整会議要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成30年市規則第25号。以下「規則」という。）第22条第2項の規定に基づき、山形市土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）の組織及び開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項に関し協議を行う。

- (1) 規則第6条第2号イ及び第3号ア並びに第9条第4号ア及びエ、第5号オ、第6号ア及びエ並びに第7号アに掲げる要件の特例の判定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、土地利用調整に関すること。

### (組織等)

第3条 調整会議は、議長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1)議長 まちづくり政策部長
- (2)委員 まちづくり政策部都市政策調整監並びに環境部環境課長、こども未来部こども未来課長、商工観光部雇用創出課長、農林部農政課長、まちづくり政策部まちづくり政策課長、同部建築指導課長、同部公園緑地課長、都市整備部道路整備課長、同部河川整備課長、同部道路維持課長、消防本部警防課長、上下水道部水道建設課長及び同部下水道建設課長

- 2 議長は、調整会議を代表し、会務を処理する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が職務を代理する。

### (会議)

第4条 調整会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、調整会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第5条 調整会議の庶務は、まちづくり政策部まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。